ニュースコンテナー記事 No.2 ■ 発行 2025. 5. 10

令和５年度大気汚染防止法の施行状況について

The Knights

環境省は、2023 年度における大気汚染防止法の施行状況について取りまとめました。
その中から、義務化された解体等工事における石綿（アスベスト）を含有する特定建築材料の有無の調査（事前調査）結果の報告件数は 764,145 件でした。

アスベスト含有特定建材の有無の調査【事前調査】

事前調査結果報告件数（カッコ内前年数）	・・・	761,145 件（618,246 件）
うち建築物に係るもの	・・・	706,106 件（571,242 件）
うち工作物に係るもの	・・・	67,122 件（59,213 件）

また、アスベストを含有する特定建築材料が使用されている建築物等の解体等に係る特定粉じん排出等作業の実施件数は 12,670 件でした。なお、除去された特定建築材料の種類は、吹付け石綿（4,063 件）、石綿含有断熱材（1,306 件）、石綿含有保温材（5,299 件）及び石綿含有耐火被覆材（2,750 件）となっています※。
ほかに、特定粉じん排出等作業場の立入検査は 45,918 件、行政指導は 17,847 件、行政処分 4 件（特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係わる件数も含む）となっています。

※ 1 回の特定粉じん排出等作業で複数の建材を除去する場合があるため、建材ごとの実施件数の合計と特定粉じん排出等作業の実施件数は一致しない。

当社ではアスベスト分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料　2025 年 3 月 28 日付　環境省報道発表資料

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

消毒副生成物の検査の期間が近づいています！
特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。
中でも消毒副生成物の１２項目は、水質検査の実施時期が決められており、
６月～９月の間に実施する必要があります。詳しくは下記ＵＲＬからもご覧いただけます。
特定建築物における水質検査：http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf
お問合せはこちら